

イラク共和国

イラク国  
「保険制度に係る情報収集・確認調査」  
(要約)

平成 24 年 12 月  
(2012 年)

独立行政法人  
国際協力機構 (JICA)

株式会社インターリスク総研

中欧
JR
12-019



# 目 次

第1部 イラク国保険制度に係る情報収集・確認調査報告書.....	S-1
用語・略語集.....	S-3
1. 用語.....	S-3
2. 略語.....	S-4
序章 調査概要.....	S-6
1. 調査の背景.....	S-6
2. 調査の目的.....	S-6
3. 調査の手法・対象.....	S-7
(1) 調査の手法.....	S-7
(2) イラク国現地調査の対象.....	S-8
4. 報告書の構成.....	S-9
5. 調査研究の実施体制.....	S-10
第1章 イラク保険市場概要.....	S-11
1. 現行保険規制について.....	S-11
(1) 背景.....	S-11
(2) 現行法の効果.....	S-11
(3) 法律制定のプロセス.....	S-11
(4) 法定料率表.....	S-11
(5) 罰金および罰則.....	S-12
(6) 2005年業法および市場に関する追加説明.....	S-12
(7) イラク保険市場の引き受け能力.....	S-12
2. 生命保険.....	S-13
(1) 生命保険会社.....	S-13
(2) 生命保険料.....	S-13
3. 市場構造および商慣習の変遷.....	S-14
(1) 保険会社.....	S-14
(2) 会社法改定後.....	S-14
(3) 現在の市場環境.....	S-14
(4) 市場競争.....	S-15
(5) 検査.....	S-15
(6) 保険協会.....	S-15
(7) 保険実務.....	S-15
(8) 信用格付.....	S-16
(9) 予測されるM&A.....	S-16
(10) 生命保険引受.....	S-16
4. イラク保険市場の規模と特徴.....	S-17
(1) 一貫性のあるデータの欠如.....	S-17
(2) NICの既経過保険料（2006年～2010年）.....	S-17
(3) イラクリーの収入保険料（2005年～2011年）.....	S-18

5. イラクにおける主要損害保険会社.....	S-19
(1) イラクにおける保険会社および再保険会社.....	S-19
(2) 保険会社の概括的評価.....	S-21
(3) 保険会社の資本金.....	S-22
(4) イラクにおける収入保険料の推移（2006年～2010年）.....	S-24
(5) 保険料規模.....	S-26
(6) 保険会社の監督.....	S-27
6. 元受保険および再保険の仲介事業.....	S-27
(1) 規制の枠組み.....	S-27
(2) 事業の実際.....	S-27
(3) 直扱い.....	S-28
(4) 特約および任意再保険取引.....	S-28
7. 強制保険および強制保険に関する補足的情報.....	S-28
(1) 自動車対人賠償保険.....	S-28
(2) 第三者損害賠償を含む土木工事保険.....	S-29
(3) 契約上の責任に基づく保険.....	S-29
(4) その他の保険種目.....	S-29
(5) 貨物海上保険.....	S-29
8. イラクにおける国外保険調達について.....	S-30
(1) 国外保険会社の利用の現状.....	S-30
(2) イラクの国内保険会社への付保の傾向.....	S-30
(3) 選択に関わる判断のポイント.....	S-30
9. 出再保険の概略とその動向.....	S-31
(1) 出再の現状.....	S-31
(2) 国際再保険会社の利用状況.....	S-31
(3) 出再に関わる問題点.....	S-31
(4) フロンティングに対する国内保険会社の対応.....	S-31
(5) 保険プール.....	S-32
10. 強制再保引受.....	S-32
11. ODA プロジェクト.....	S-33
(1) ODA プロジェクトにおける過去の経験.....	S-33
(2) イラクにおける ODA プロジェクト関連保険に関する情報の有無.....	S-33
12. 保険料および再保険料に対する税金.....	S-34
(1) 印紙税.....	S-34
(2) 保険料および再保険料に対する税金.....	S-34
(3) クルド地域における印紙税.....	S-34
13. 企業保険種目の概略と特徴.....	S-35
(1) EAR および CAR.....	S-35
(2) 貨物海上保険および内陸輸送保険.....	S-35
(3) 火災保険.....	S-35

(4) 法的賠償責任.....	S-36
(5) 雇用者賠償責任保険 (EL, Employer's Liability ) .....	S-36
(6) 一般賠償責任保険、第三者賠償責任保険 (GTPL)・企業総合賠償責任保険 (CGL) .....	S-36
(7) 自動車保険.....	S-36
(8) 労働災害補償法 (Workmen's Compensation Act , WCA) .....	S-37
(9) 医療保険.....	S-37
(10) 戦争・テロリスク .....	S-38
14. 保険証券の使用言語.....	S-38
15. 証券通貨.....	S-38
16. 外国為替規制.....	S-39
(1) 規制.....	S-39
(2) 国際制裁.....	S-39
17. ソルベンシー規制および保険契約者保護基金 .....	S-39
(1) 契約者保護規定.....	S-39
(2) 交通被害者保護基金と保険会社破綻時の契約者保護基金.....	S-39
(3) 元受保険者破綻時のカットスルー条項の保護 .....	S-40
18. 裁判権および仲裁条項 .....	S-40
(1) 準拠法および裁判権 .....	S-40
(2) 仲裁条項.....	S-40
<b>第2章 イラクにおける特定リスク.....</b>	<b>S-41</b>
1. 自然災害リスク .....	S-41
2. テロ担保.....	S-41
<b>第3章 イラクにおけるフロンティング手配の現状.....</b>	<b>S-42</b>
1. フロンティングは可能か .....	S-42
(1) イラクでのフロンティングの現状.....	S-42
(2) イラクにおけるフロンティング時の注意点 .....	S-42
(3) 考えられる対応法 .....	S-42
2. イラクにおけるフロンティング手配の合法性 .....	S-42
(1) フロンティングにかかわる違法性や異議 .....	S-42
(2) 保険業法の規定.....	S-43
3. イラク認可保険会社のフロンティング実績とその企業プロフィール.....	S-43
(1) フロンティング実績のある保険会社.....	S-43
(2) 財務諸表の有無.....	S-43
(3) 信用格付機関による格付 .....	S-43
4. 保険料カットスルーおよび保険金カットスルー .....	S-44
(1) カットスルーにかかわる法令 .....	S-44
(2) 法令が定める場合以外の CTC .....	S-44
(3) CTC 手配の実際.....	S-44
5. 日本保険会社の引受条件の受諾可能性.....	S-44
<b>第4章 保険金支払体制 .....</b>	<b>S-45</b>

1. 損害調査人.....	S-45
2. 保険金の支払.....	S-45
<b>第5章 イラク国内輸送における損失補償契約.....</b>	<b>S-46</b>
<b>第6章 イラク市場に参入する日本企業のための保険手配について.....</b>	<b>S-47</b>
1. イラクにおける日本観.....	S-47
2. イラクに進出する日本企業の受け入れ状況.....	S-47
3. 推奨される対応.....	S-47
<b>第7章 イラク国進出企業の抱える課題.....</b>	<b>S-49</b>
<b>第2部 工事関連保険の概説【省略】.....</b>	<b>S-51</b>
<b>第3部 海外工事関連保険の概要【省略】.....</b>	<b>S-53</b>

## 表リスト

表 - 1 現地調査インタビュー対象者.....	S-8
表 - 2 本報告書の構成.....	S-9
表 - 3 生命保険料の総額.....	S-13
表 - 7 NIC の既経過保険料の推移.....	S-17
表 - 8 イラクリーの収入保険料の推移.....	S-18
表 - 9 イラクにおける主要損害保険会社一覧.....	S-19
表 - 10 主要保険会社の従業員数一覧.....	S-21
表 - 11 2009 年機構指令第 14 号に基づく最低資本金額.....	S-22
表 - 12 2011 年指令第 16 号に基づく保険業のための預託金.....	S-22
表 - 13 イラク国内保険会社の資本金額.....	S-23
表 - 14 イラクにおける収入保険料の推移（2006 年～2010 年）.....	S-24
表 - 15 主要保険会社の保険料規模.....	S-26

## 図リスト

図 - 1 NIC の既経過保険料の推移【グラフ】 .....	S-17
図 - 2 イラクリーの収入保険料の推移【グラフ】 .....	S-18
図 - 3 イラクにおける収入保険料の推移・火災保険（2006年～2010年） .....	S-25
図 - 4 イラクにおける収入保険料の推移・新種保険（2006年～2010年） .....	S-25
図 - 5 イラクにおける収入保険料の推移・技術保険（2006年～2010年） .....	S-25
図 - 6 主要保険会社の保険料規模【グラフ】 .....	S-27

注：本報告書では、1イラクディナール=0.00084米ドルで換算している。(2012年7月時点のレート)



## 第 1 部 イラク国保険制度に係る情報収集・確認調査報告書



## 用語・略語集

### 1. 用語

- (1) **Admitted | Non-Admitted Insurer**  
認可保険会社、無認可保険会社。<sup>1</sup>
- (2) **AM Best**  
主要保険産業情報、保険会社の信用格付けや財務情報を提供する情報提供サービス事業会社。
- (3) **Auto (Insurance)**  
自動車保険。
- (4) **Claim Cut Through**  
再保険者が元受保険者へ支払うことなく、直接元受被保険者へ保険金を支払うこと。
- (5) **Contractor's All Risks (Insurance)**  
土木工事保険。
- (6) **Coverage**  
保険担保。
- (7) **Cut-Through-Clause**  
カットスルー条項。元受被保険者と再保険者が保険料および保険金の支払いを直接行うことを定めた規定。
- (8) **Erection All Risks (Insurance)**  
組立工事保険。
- (9) **Fire (Insurance)**  
火災保険。
- (10) **Fronting**  
保険対象物件がある国の認可保険会社が契約当事者となって保険元受を行うが、再保険手数料を受領して国外再保険会社にそのリスクの全て、または大半を再保険により移転すること。
- (11) **Insurance Business Regulation Act 2005 (Order Number 10)**  
イラクの保険業法である 2005 年保険業法（法第 10 号）。
- (12) **Iraqi Insurance Association**  
イラク保険協会。
- (13) **Iraqi Insurance Diwan (insurance supervisory authority)**  
イラク保険機構。同国の保険業務の監督当局。
- (14) **Liability (Insurance)**  
賠償責任保険。Third-Party-Liability (insurance)、TPL ともいう。
- (15) **Loss Adjuster**

---

<sup>1</sup> 消費者保護を目的に、保険事業を認可制とし、無認可保険事業を罰則によって規制する国もあれば、自国調達のできない保険の供給も視野にいれ、保険調達を保険消費者の自己責任として無認可保険事業の存在を許容する国もある。国によって保険行政上の対応が異なる。

事業として保険会社のために有償で損害調査、保険てん補額の交渉を行う専門損害調査人。

(16) **Obligatory Reinsurance Cessions**

強制出再。国の再保険機構により、元受保険会社が強制的に同国内の再保険機構へ出再しなければならないこと。

(17) **Ocean Marine Cargo and Inland Transportation (Insurance)**

貨物海上保険、および運送保険。

(18) **Outward and Inward Reinsurance**

出再（出再保険）および受再（受再保険）。

(19) **Premium Cut Through**

元受保険契約者が、元受保険者へ支払うことなく、直接再保険者へ保険料を支払うこと。

(20) **Statutory Tariffs**

当該国の保険業法で規定された保険料率表や保険料率の一覧。保険会社は通常遵守義務がある。

(21) **Workers Compensation (Insurance)**

労働者災害補償保険。

(22) 再保険会社

元受保険会社から再保険を引き受ける保険会社。

(23) 出再

再保険に付すこと。主に元受保険会社が行う。

(24) 受再

再保険を引き受けること。主に再保険会社が行う。

(25) 特約再保険

元受・再両保険会社が予め合意・契約した保険種目や割合で、自動的に再保険に付すこと。それを行うための再保険会社との契約。

(26) 任意再保険

保険の案件ごとに判断して、再保険会社に再保険を付すこと。

(27) 元受保険会社

保険契約者（被保険者）から直接保険契約を引き受ける保険会社。

## 2. 略語

(1) 2005年業法

2005年保険業法（法第10号）。

(2) CAR

Contractor's All Risks (Insurance)。

(3) CGL

Comprehensive General Liability insurance、企業総合賠償責任保険

(4) CTC

- Cut-Through-Clause。
- (5) EAR  
Erection All Risks (Insurance)。
  - (6) EL  
Employer's Liability、使用者賠償責任
  - (7) GPA  
Group Personal Accident Insurance、従業員のための団体傷害保険
  - (8) GTPL  
General Third party Liability Insurance、一般賠償責任保険または第三者賠償責任保険
  - (9) ID  
イラクディナール。
  - (10) IOC/IOCs  
国際石油企業(International Oil Company/Companies)
  - (11) SIO  
国家保険機構 (State Insurance Organisation)
  - (12) W/C  
Workers Compensation (Insurance)。
  - (13) イラクリー  
イラク再保険会社 (国営、現在イラクで唯一の再保険会社)。
  - (14) 機構  
イラク保険機構 (保険業務監督当局)

## 序章 調査概要

### 1. 調査の背景

イラク戦争終了後の2003年10月、スペイン・マドリッドにおいてイラク復興国際会議が開催され、イラク国に対し日本政府は米国に次ぐ50億ドルの支援を表明し、そのうち円借款を最大35億ドル供与する方針を打ち出した。また、2012年5月には新規円借款4件(670億円)の交換公文が両国政府間で締結され、同年10月にはイラク政府と国際協力機構の間で円借款契約が締結された。現在、イラクにおける円借款事業は計19件、4,316億円(41.1億ドル)にのぼり、日本政府はマドリッド会合における公約を越えた支援を行っている。

現在、戦後復興フェーズから自立発展フェーズへの過渡期にあるイラク国において、高いマーケットポテンシャルを背景とした民間セクターの活性化は重要な課題である。イラク国政府は膨大なインフラ整備需要等を背景に積極的な投資を諸外国に求めているものの、法制度等の不備が見られることから、今後は海外投資家が安心してイラク国に参画できる基盤を作ることが求められる。

実際、自立発展フェーズに向けて、国の基幹を支えるインフラ整備事業の拡充が重要であるが、同事業に民間企業が参入する際、工事保険へ加入することが一般的である。イラク国では工事保険加入が契約上要求されており、土木工事受注企業は国内・国外いずれかの保険会社の保険に加入する必要がある。他方、保険法を含む関連諸法・同国保険会社に関する具体的情報については、現在絶対的に不足している状況のため、土木工事への外国企業参入が困難な状況である。今後、イラク国におけるインフラ整備事業を外国企業により実施していく上では、同国における保険制度の実情を明確化することが重要な課題といえる。

### 2. 調査の目的

上記の背景を踏まえ、本調査ではイラク国における保険法及び関連諸法や規制の整備状況と保険会社を含む保険市場や保険制度一般に関する情報収集・分析を行い、イラク国における保険制度の仕組みを明らかにする。それにより、イラク国保険分野における課題の抽出及び円借款事業を含むインフラ整備事業実施における外国企業の参入を促進することを目的とする。

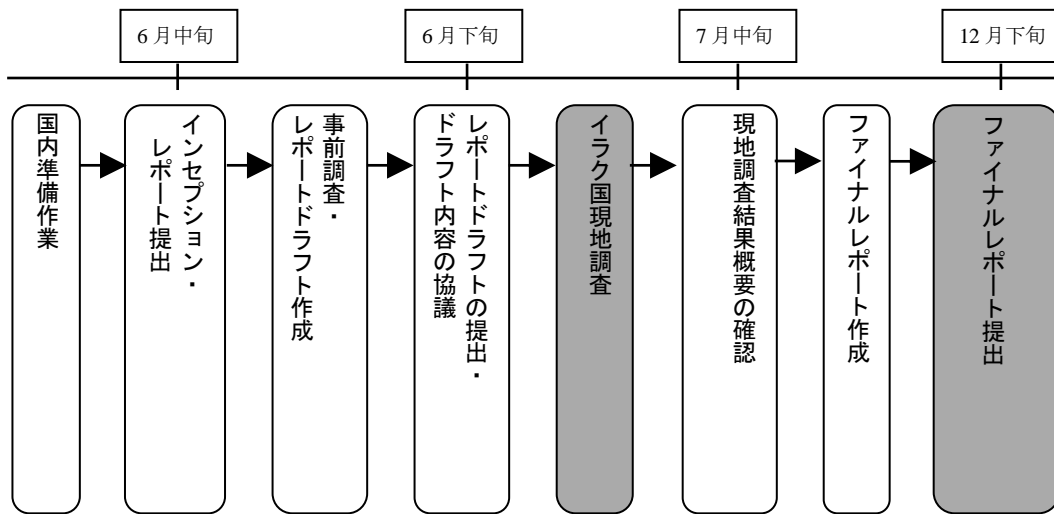
本調査の結果得られた情報を関心企業等が参照することにより、今後の円借款事業を含む大規模土木工事における入札にあたり、調達競争性が確保されることが望まれる。

### 3. 調査の手法・対象

#### (1) 調査の手法

本調査は、短い現地調査期間の中でイラクの保険法及び関連諸法、保険会社を含む保険市場全般について幅広い情報収集及びその分析が求められる。そのため、事前の国内準備作業期間において、国際的に一般とされる保険制度を体系的に整理した後に、本調査で収集すべき情報を効果的に抽出し、イラク国における現地調査を実施した。

本報告書の作成プロセスは次の通り（いずれも 2012 年）。



(2) イラク国現地調査の対象

現地調査で調査・インタビューを実施した対象は次の通り。(アルファベット順)

表 - 1 現地調査インタビュー対象者

組織	対象者
Ahlia Insurance Co	Sadoun Mishkel Khamis Al-Rubaiy, Managing Director
Al-Etihad Insurance Co	Muhammad Hadi Hussain, Managing Director Michael Sami Sanoian, General Insurance Manager
Al-Hamra'a insurance Co	Mohamed M Al-Sodanideputy General Manager Munther Abbas Al-Aswad, Advocate, Advisor Samir Qattan, Consultant Shihab Al-Anbaki, Technical Department Manager
Al-Iktisad International General Insurance Co	Waleed Jasim Alqaisi, Managing Director Karam Majid Abdul Karim, Deputy Director General
Al-Khair Insurance Co	Mahdi Hashim Mohammed, Managing Director
Al-Maseer Insurance Co	Arak Al-Bayati, Chairman Sarah Safa Kasim (Ms), Chief Executive Mekki Mustafa, Advisor
Cihan Insurance Co	Tarek Khalil Ibraheem, Director General
Dar Al-Salam Insurance Co	Mirza Majeed Murad Khan, Managing Director
Gulf Insurance Co	Riyadh Salim Agha, Managing Director
Iraq Insurance Co	Sadiq Abdul Rahman Hussain, Director General Nesreen Abdul Azeez (Ms), Technical Department Manager
Iraq International Insurance Co	Muhammad Jawad Al-Mudhaffar, Consultant Dhia Hashim, Managing Director Muhammad Wajeeh Muhsen, Deputy Director General, Accounts Manager Muhsin Mohammad Jawad, Administration Manager
Iraq Reinsurance Co	Riyadh M Hanna, Acting Director General, Senior Manager, IT Sahira Ridha Mustafa (Ms), Senior Manager, Marine Department Sattar Karmad Al-Faisal, Senior Manager, Non-Marine Department
Iraqi Insurance Association	Falah Hassan Ali, Managing Director
Iraqi Insurance Diwan	Faisal Manhal Tayeh Al-Kilabi, Acting President Shirook Adnan Ali (Ms), Technical Officer
Al-Yamama Insurance Co (under formation)	Kamal Al-Zubaidi, Managing Director
Kurdistan International Insurance Co	Abdulkadir Abdul-Razzak Fadil, Managing Director
Aldabia Insurance Co	Munem Al-Khafaji, ex-Managing Director
National Insurance Co	Sadiq Fadhil Al-Khafajidirector General Bassam Al-Banna, Deputy Director General and Head of Engineering Haifa Shamoon Essa (Ms), Senior Manager, Accounts Department Jamal Farid Mahmoud, Manager, Technical Department



#### 4. 報告書の構成

本報告書の全体構成は以下の通り。

表 - 2 本報告書の構成

章	内容
第1部	
調査概要	調査の背景、目的、手法等。
第1章 保険マーケットに関する一般情報	イラク国内の保険市場の特徴を説明する各種情報を記載。
第2章 イラクにおける特定リスク	イラク国内で事業を行う企業にとって大規模な損失につながるおそれがある同国特有のリスクとして、自然災害およびテロのリスクの現状分析。
第3章 フロンティング・アレンジの現状	今後イラク国内で保険手配を行う場合に、外国保険会社の保険引受能力に影響する各種法規制等の現状の調査・分析。
第4章 クレーム対応	事故発生後の適正な保険支払いを可能にする環境・体制等を説明。
第5章 イラク国進出企業にとっての保険に関する課題と対応策	外国企業が適正な保険手配を実現するために対応が求められる課題およびその対応策等を説明。
第6章 イラク市場参入を図る日本企業のための保険手配について	日本企業がイラク国内で保険を調達する際の推奨事項等を記載。
第7章 イラク国進出企業の抱える課題	外国企業が現地で保険手配する際に問題となるイラク国内の保険会社の課題等を説明。
第2部 【要約版では省略】	
第1章 第2部の概要	第2部の目的、読み方、海外工事における保険手配の基本的考え方等を記載。
第2章 海外工事に関するリスクと保険の全体像	海外工事に伴うリスクおよびそれらに対応した保険種目を体系的に表示。
第3章 To Do 解説および補足情報	海外工事における保険手配で実施すべき事項 (To Do) の解説と留意事項を記載。
第3部 【要約版では省略】	
海外工事関連保険の概要	海外工事関連保険の保険種目の説明および関連保険約款を掲載。

## 5. 調査研究の実施体制

本調査では、英国の再保険ブローカーである UIB (United Insurance Brokers, Ltd.) が、イラク国での現地調査および英文報告書の作成を実施した。一方、インターリスク総研は、調査の統括・管理、調査項目・内容の起案および UIB の報告書に基づき和文報告書の作成を行った。

実施体制は、次の通り。

### ○ 統括・管理および和文報告書作成

株式会社インターリスク総研 コンサルティング第一部	CSR・法務第二グループ	吉田潔
株式会社インターリスク総研 コンサルティング第一部	CSR・法務第一グループ	松井慎哉
株式会社インターリスク総研 コンサルティング第一部	CSR・法務第一グループ	人見健太

### ○ 現地情報収集および英文報告書作成

United Insurance Brokers, Ltd., Director, George Kabban

United Insurance Brokers, Ltd., Director, Misbah Kamal

## 第1章 イラク保険市場概要

### 1. 現行保険規制について

#### (1) 背景

イラクにおける保険規制の歴史は 1905 年のオスマントルコ保険法にまでさかのぼる。保険規制に関する法令が初めて制定されたのは 1936 年で、その後保険に関連する法律が成立している。1964 年には、すべての保険会社が国有化され、損害保険、生命保険、再保険の 3 分野にそれぞれ特化した 3 社の保険会社が国家保険機構 (State Insurance Organisation、以下「SIO」)の一部として設立された。しかし、SIO が 1988 年に解体されて以降、この市場形態は 1997 年に会社法で民間保険会社の設立が許可されるまで続いた。

現行の法律は、米国国際開発庁 (United States Agency for International Development、以下「USAID」) の指導の下に起草された 2005 年保険業法 (以下「2005 年業法」) であり、現在もなお有効である。

#### (2) 現行法の効果

2005 年業法は、保険の手配を、イラク規制当局であるイラク保険機構 (以下「機構」) に登録・認可を受けたイラクの保険会社のみ限定しなかったため、オープンかつ競争的な市場となった。そのため事実上、企業やその他の被保険者は無認可の保険会社の保険を手配することも可能になった。

同法により、機構とイラク保険協会 (以下「協会」) の設立が規定されるとともに、「保険代理業や仲介業を規制するための規定が盛り込まれた。同法の規定の具体的内容は、本報告書の関連項目で適宜取り上げる。

#### (3) 法律制定のプロセス

2005 年業法の条文は米アーカンソー州保険長官のマイク・ペキンス氏が USAID および米大手コンサルティング会社のベリングポイント社の委託を受けて書き上げたものであり、1999 年のヨルダン保険法を広範囲にわたって取り入れている。

#### (4) 法定料率表

様々な保険種目を対象とした料率表が存在しているが、民間の保険会社はこの料率表を適用していない。

法定料金が守られない理由には、保険会社間の競争圧力に加え、現在に至るまで違反企業に対する罰則の規定がないため、規制当局が保険会社に法令遵守を徹底できていないことが挙げられる。さらに、法定料率を守らない保険会社は、特に大型リスクの保険引き受け時に、イラクリーとの再保険特約にあるリスク申告義務を行わないことが多い。そのため、イラクリーは法定料率表の遵守状況を十分に把握できない事情がある。

## (5) 罰金および罰則

2005年業法は、罰則が適用される行為を規定している。この罰則の適用対象となるのはイラクの保険及び再保険会社とイラク国内での営業認可を持つ外資系保険会社の支店である。

## (6) 2005年業法および市場に関する追加説明

同国の保険制度・市場に関しては、新たな複数の民間保険会社の設立や、機構長官代行の任命、機構の権限の強化等が期待されている。同時に、自由化政策の徹底により国営企業の再編が行われるとの予想もある。例えば、イラク政府が国営企業の再編成の助言を得るためと考えられるコンサルティング案件の入札を実施するとの報道もあり、動向が注視されている。

## (7) イラク保険市場の引き受け能力

現行2012年特約再保険プログラムでの各国内保険会社の引受可能金額は以下の通り。

### ①火災保険

1事故当たりの保険金額は民間保険会社の場合700万米ドル、国営保険会社(以下「NIC」)およびイラク保険会社(以下「IIC」)の場合900万米ドル。

### ②新種保険

- 団体生命保険：NICおよびIICは1人当たり15万米ドル、他の保険会社は同10万米ドル；個人傷害は災害による死亡に限られる。
- 団体・個人傷害保険：NICおよびIICは1人当たり20万米ドル、他の保険会社は10万米ドル
- 医療費用保険（傷害）：1人当たりおよび1証券<sup>2</sup>の年間総額が2万5000米ドル
- 盗難保険：NICおよびIICは1事故当たり75万米ドル、他の保険会社は同50万米ドル
- ガラス保険：NICおよびIICは1事故当たり10万米ドル、他の保険会社は同5万米ドル
- 保管中現金保険：1事故当たり100万米ドル

### ③技術保険

技術保険には土木工事保険、建設工事保険および関連する第三者賠償責任保険、機械保険の他、ボイラー・圧力容器の爆発、冷蔵庫内貨物劣化その他を対象とした保険が含まれる。

特約出再限度額：1工事当たり2100万米ドル。ただし、特約再保険を引き受ける再保険会社が、保険金の支払原因となった1事故について支払う保険金の限度額は出再工事数（保険契約）にかかわらず5000万米ドル

<sup>2</sup> 例えば、契約条件の支払限度額が、1証券当たり100万ドルで、1人当たり10万ドルの契約条件の場合、11人目の支払対象者からは支払われない。

#### ④貨物海上保険

上限：1 証券当たり、および/または 1 信用状当たり、および/または 1 船荷当たり 400 万米ドル

## 2. 生命保険

### (1) 生命保険会社

イラクには生命保険を専門とする保険会社は存在しない。現在、NIC と IIC の 2 国営保険会社、団体および個人の生命保険を取り扱っている。IIC は設立以来、生命保険に特化し、市場を独占していた。しかし、1980 年代の終わりに NIC が生命保険取扱、IIC が損害保険取扱について認可を受け、相互の分野に参入した。これにより、生命保険は IIC の独占ではなくなった。

現在でも、すべての民間保険会社が生命保険を取り扱っているわけではない。民間保険会社の生命保険ビジネスは小規模なものである。

NIC や IIC およびいずれの民間保険会社も、生命保険事業に関しては特約再保険の対象になっていない。

### (2) 生命保険料

イラクにおいて生命保険、とりわけ個人契約の生命保険は未発達であり、生命保険証券の大半は団体生命保険である。団体生命保険とは、会社単位で設定する生命保険で、主に①会社が契約者となり従業員に保険を掛ける②従業員が自らに保険を掛け、会社が保険料を補助する—の 2 通りがある。2009 年における個人・団体を含む保険金額と保険料は次のとおりである。

表 - 3 生命保険料の総額

(単位：イラクディナール)

	新規契約	継続契約
保険金額	312,061,045,000	883,960,787,000
保険料	5,587,251,000	11,563,759,000

出典：Iraq Insurance Co、Al-Hamra'a Insurance Co、Dar Al-Salam Insurance Co、Gulf Insurance Co、NIC およびその他イラク保険会社から入手したデータによる。

### 3. 市場構造および商慣習の変遷

#### (1) 保険会社

イラクおよび外国の民間資本による Rafidain Insurance Company（以下「Rafidain」）が、イラク初の民間保険会社として 1946 年に設立された。1950 年に政府保有の保険会社として NIC が設立されるまでは、イラクの保険市場は外国の保険会社や代理店に支配されたオープンかつ競争的な市場であった。1958 年のイラク革命以降、他の民間保険会社すなわち IIC（後に国有化）および Baghdad Insurance Company（以下「Baghdad」）が設立された。競争的な市場は 1964 年 7 月に保険分野が国有化された時点で終焉し、保険会社は以下の 3 社に限られることになる。

- NIC : 元受損害保険事業
- IIC : 元受生命保険事業
- イラクリー : 再保険事業

これら 3 社をその一部として、監督機関である SIO が設立された。

2 社の専業制は 1988 年に終了し、同時にイラクリーへの出再が強制（保険料の一定割合の再保険を義務付け）ではなくなった。同年、保険ビジネスの再編成の一環として SIO が解体され、監督機能は財務省所属の保険長官に委ねられることとなった。

#### (2) 会社法改定後

1997 年には 2 つの法律、すなわち民間企業の設立を可能にした「会社法第 21 号」と公的（国営）企業の活動を規制した「会社法第 22 号」が制定された。

1997 年法第 21 号に基づき、2000 年には多くの民間保険会社が生まれ、その後も他の保険会社の設立が続いた。このように、30 年以上を経た後、新規保険会社の参入に対する障壁が取り除かれ再び競争化が実現した。

今日ではイラクで営業を行う保険会社は 30 社にのぼる（2012 年 6 月時点）。

#### (3) 現在の市場環境

2005 年業法により市場の競争構造が強化され、外国の保険会社等の参入を含む市場開放が進むこととなった。同法には公共団体による保険の調達に関する規定があり、そのような調達は入札によるものでなければならず、またイラク国内で登録されている保険会社すべてにその機会が与えられなければならないとされた。このようにして、「国営の企業や団体の保険はすべて国営保険会社で」という国が定めた歴史的・伝統的な慣習は終焉した。しかし、「保険は国営の保険会社で」という傾向は現在でも見られる。

#### (4) 市場競争

市場における競争は極めて激しく、多くの保険関係者がこれを行き過ぎと批判しているが、厳しい競争による悪影響を抑制しようとする動きはこれまでのところ見られない。

#### (5) 検査

機構は臨店検査を実施していない。機構が、十分な人数の検査スキルを持った職員を確保し、監督機能に習熟した上で、この臨店検査による規制が導入されることが期待される。

#### (6) 保険協会

協会は保険業務に関する研修や指導を徐々に始めており、市場動向に関する情報収集にも着手しようとしている。豊かなサーベイ経験を持つ人材が協会代表に任命されて以降、こうした動きが見られるようになった。

#### (7) 保険実務

保険引受と保険料の計算は、保険会社自身が行っている。国営保険会社には様々な保険ごとに引受業務を専門にする部署がある。民間保険会社の場合は、従業員数が少なく保険業務に習熟した人材も限られていることから、引受業務は主に代表者（社長）が担当している。

重大なリスクについては、保険会社は料率その他保険条件に関して、主に国際保険ブローカーに設定を依頼、または国際市場の再保険会社と交渉するなどしている。

保険契約の販売は、ブローカー経由ではなく保険会社が直接行う。保険代理店のうちの何社かは保険の販売に従事している。保険会社、特に国営保険会社では社内に保険営業の専門要員を備えている。

貨物海上保険の損害調査（サーベイ）は、社員にサーベイヤーがいる場合には彼らが行うが、大半はそのような人材を備えていない。IOCsは国際サーベイヤーを使って再保険会社にサイトサーベイレポートを提供している。

貨物海上保険以外の保険の損害調査は、外資保険会社が国際損害調査人（インターナショナルロスアジャスター）に依頼するケースを除けば、社内で実施される。国際損害調査人は、通常再保険会社による指名もしくは国際保険ブローカーによる推薦、またはその両方によるものである。

元受ブローカーは、2005年業法にその設置に関する規定や活動を規制する条項があるが、イラクで目立った活動はしていない。海外のクライアントに代わってイラクの保険会社に保険契約を持ち込む国際保険ブローカーは、直接の顧客からの手数料あるいは受再元である再保険会社からの仲介手数料を得ている。

イラクの保険会社の特徴の一つに、ほぼすべての権限や意思決定が代表者（社長）の手に委ねられているという中央集権的な側面がある。これは、程度の差こそあれ国営・民間を問わずすべての保険会社に該当する。

長年にわたって経済制裁と戦争が続いたため、全体的に見てイラクの保険市場では過去の商慣習がそのまま残っており、他国と比較すると発展が遅れているといえる。

#### (8) 信用格付

イラクでは、保険会社に対する信用格付は行われていない。現在まで、国際的格付機関（例：米スタンダード&プアーズ、米ムーディーズ）格付けを依頼したイラクの保険会社は一社もない。

#### (9) 予測されるM&A

イラクの保険市場ではいずれ小規模企業の合併に基づく再編成が行われると予想されている。これは既存保険会社の最低資本金額を 50 億イラクディナール（米ドルにして約 430 万ドル。2012 年 7 月時点、1 イラクディナール=0.00086 米ドル換算）に変更する要件を満たすためである。機構は、この金額はいずれ 150 億イラクディナールに引き上げる意向だが、現時点では引き上げの期日は決まっていない。

#### (10) 生命保険引受

生命保険で使用する「生命表」（生命保険の料率算定に使用する各年代の死亡・生存の状況に関する統計データ）は、長年変わっていない。生命保険申請者の選択とリスク査定は主にスイス再保険会社（以下「スイスリー」）の引受業務指針に基づいて行われているが、時にミュンヘン再保険会社（以下「ミュニックリー」）あるいはマーカントイル・アンド・ジェネラル再保険会社の指針に基づく場合もある。



#### 4. イラク保険市場の規模と特徴

##### (1) 一貫性のあるデータの欠如

市場全体を対象とした統計データは存在しない。保険会社の大半は年次報告書を発行していない。保険料その他関連統計が入手可能な場合であっても、それらの編纂および分類に関して一貫性が見られない。

##### (2) NIC の既経過保険料（2006 年～2010 年）

国営企業である NIC は、業績を財務省に報告している。上記期間における同社の業績をまとめたものが下の表である。表にある既経過保険料（会計期間内に保険期間が含まれる保険契約の保険料の合計）はすべての保険種目の合計である。

表 - 4 NIC の既経過保険料の推移

(単位：イラクディナール)

年	既経過保険料
2006	15,507,013,000
2007	19,810,973,000
2008	42,859,018,000
2009	48,281,770,000
2010	60,581,538,000

出典：NIC 財務諸表

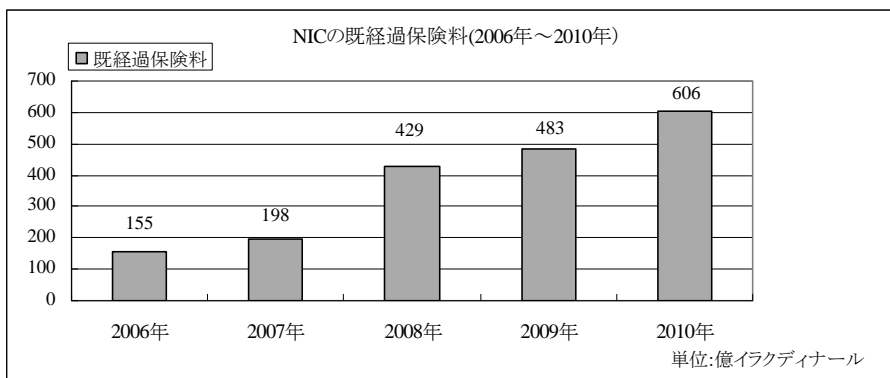


図 - 1 NIC の既経過保険料の推移【グラフ】

治安状態が部分的に改善し、経済活動、特に国家レベルでの経済活動が拡大したことを反映して、保険料が毎年順調に増加していることが分かる。2005 年業法で国営企業が保険に加入する際には入札を行わなければならないと規定されているが、大多数の国営企業は NIC から保険を調達している。

(3) イラクリーの収入保険料（2005年～2011年）

表 - 5 イラクリーの収入保険料の推移

(単位：イラクディナール)

年	収入保険料
2005	3,693,000,000
2006	5,614,000,000
2007	7,069,000,000
2008	8,647,000,000
2009	12,977,000,000
2010	10,083,000,000
2011	14,137,000,000

出典：イラクリーへのヒアリング結果

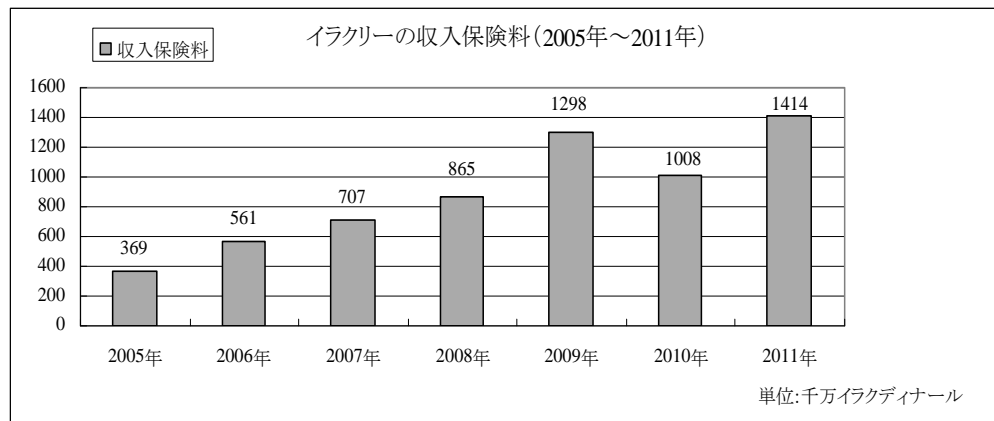


図 - 2 イラクリーの収入保険料の推移【グラフ】

## 5. イラクにおける主要損害保険会社

### (1) イラクにおける保険会社および再保険会社

2012年6月時点で、機構に認可・登録されている保険会社および再保険会社は30社である。以下、アルファベット順に示す。

【注】「備考」の記載事項はあくまでも調査時点の状況であり、その後変更している可能性がある。

表 - 6 イラクにおける主要損害保険会社一覧

	会社名	備考
1	Ahlia Insurance Company	2000年設立。経営者はNIC元社員で保険実務の長年の経験を持つ。
2	Al-Ameen Insurance Company	2000年設立。
3	Al-Batik Insurance Company	
4	Al-Iktisaad Insurance Company	
5	Al-Hamra'a Insurance Company	2001年設立。経営者は医学資格を持つ。
6	Al-Khair Insurance Company	経営者はイラクリーの元社員。
7	Al-Reham Insurance Company	
8	Al-Maseer Insurance Co	
9	Al-Watan Insurance Company	
10	Asia Insurance Company	最近設立、2012年6月に営業開始。
11	Badia Insurance Company	2011年設立。最近経験豊かな保険実務者を社長に迎えたが、同社が保険業のレベルに達していないという理由でこの実務者は同社を退職している。
12	Cihan Insurance Company	2003年に年金給付と共に退職させられたNIC元理事長が経営。
13	Dar Al-Iraq Insurance Company	
14	Dar Al-Salam Insurance Company	2000年9月設立。1997年会社法第21号により認可を受けた最初の民間会社。経営者はIIC元管理職。
15	Dilnia Insurance Company	元NICの弁護士が経営していたがKar Insurance Co.に転職。
16	Gulf Insurance and Reinsurance Company	社名にReinsurance(再保険)とあるにもかかわらず再保険の取扱はない。経営者はNIC元社員。
17	Iraq International Insurance Company	経営者は経験豊かなNIC技術再保険部門

		元マネジャー。
18	Iraqi Insurance Company	設立から 1988 年まで生命保険専業であったことから、生命保険分野の商品展開に強みを持つ。
19	Iraqi Reinsurance Company	イラクで唯一の再保険専門会社。1960 年に設立。
20	Kar Insurance Company	正式に任命された社長はいないが、経験豊かな元 NIC 法務担当役員が実質的に経営。
21	Kurdistan Insurance Company	経営者は NIC 元社員。
22	Middle East Insurance Co	
23	Moa'lim Insurance Company	イランの保険会社の支店。
24	National Insurance Company	1950 年設立のイラクで最古の保険会社。国営。小規模だが再保険業務も展開。
25	Shatt Al-Arab Insurance Company	NIC 技術部門元部長が経営している。
26	StarKar Insurance Company	イラクのクルド地域で設立された最初の民間保険会社。IIC 元役員が経営。
27	Trust House Insurance Company	湾岸地域の保険会社グループのひとつとつながりがある。
28	Union International Insurance Company	イラクリー元海上保険担当役員が経営。アラビア語では、「Al-Etihad Insurance Co.」と表記。
29	Ur International Insurance Company	アラブ首長国連邦の保険会社 Wathba Insurance Co. の社長個人が出資者である。経営者は、元 IIC 上級管理職で実務経験豊富。
30	Wadi Al-Rafidain Insurance Company	

地理的分布状況： Dilnia Insurance Company（以下「Dilnia」）、Kar Insurance Company（以下「Kar」）、Kurdistan Insurance Company, StarKar Insurance Company, Trust House Insurance Company, Asia Insurance Company（以下「Asia」）および Ur International Insurance Company（以下「Ur International」）はクルド地域で設立された。Asia および Dilnia はスレイマニヤで、その他はエルビルを本拠地としている。

その他の企業の大半は本社をバグダッドに置いている。うち何社かは他の県等に支店を持つ。NIC が最大の支店網を保有し、IIC、次いで Al-Hamra'a がそれに続く。

民間企業と国営企業：IIC、NIC およびイラクリーは国営。他はすべて民間企業で、その中にはアラブその他の外資が株式を保有している企業もある。

外国の保険会社： 現在のところ、外国の保険会社あるいはその支店でイラクにおいて登録されているのは、Moa'lim Insurance Company（イラン）のみである。

## (2) 保険会社の概括的評価

### ①概論

イラク保険市場における収入保険料総額のうち、およそ 20%を民間保険会社が占める。2010 年の収入保険料規模第一位は Al-Hamra'a でその額は 1,548,189,147 イラクディナールであった。

### ②従業員数

日本企業がイラク国内で保険手配をする際に信頼できる元受保険会社を選ぶ条件として、従業員数も考慮に値する。ただし、信頼性評価の絶対的な基準ではない。

表 - 7 主要保険会社の従業員数一覧

No	会社名	従業員数
1	Ahlia Insurance Co <sup>3</sup>	19
2	Albadia Insurance Co	4
3	Al-Etihad International Insurance Co	18
4	Al-Hamra'a Insurance Co <sup>4</sup>	34
5	Al-Iktisad International General Insurance Co <sup>5</sup>	56
6	Al-Khair Insurance Co	6
7	Almaseer Insurance Co	11
8	Asia Insurance Co	25
9	Dar Al-Salam Insurance Co	22
10	Dilnea Insurance Co	5
11	Gulf Insurance Co	6
12	Iraq Insurance Co	345
13	Iraq International Insurance Co	8
14	Kar Insurance Co	7
15	Kurdistan International Insurance Co	3
16	National Insurance Co <sup>6</sup>	729
17	StarKar Insurance Co	20
18	Ur International Insurance Co	8

出典：本調査時の各保険会社への照会結果

<sup>3</sup> うち 11 人はバグダッドの本社に、8 人はバスラの支店に所在。

<sup>4</sup> 2011 年 12 月通期の財務報告では、22 人と記載。残りの 12 人は新入社員等とのこと。

<sup>5</sup> The Economy Bank と提携。一部の社員は銀行支店に所在し、顧客対応業務に当たっている。

### (3) 保険会社の資本金

下表の 2009 年機構指令第 14 号に基づく最低資本金額に照らすと、各社の資本金の規模が評価しやすい。

表 - 8 2009 年機構指令第 14 号に基づく最低資本金額

(単位：イラクディナール)

保険業の分類	最低資本金
損害保険	1,500,000,000
生命保険	2,000,000,000
損害及び生命保険	2,000,000,000
再保険専業	3,000,000,000

出典：機構 2009 年指令第 14 号

その後、損害保険については、2012 年 5 月 28 日施工の 2011 年指令第 15 号で最低資本金額を、施行日以前に既存会社は 50 億イラクディナール、施行日以降に新設会社は 150 億イラクディナールに引き上げられた。

現在、既存保険会社の最低資本金を 150 億イラクディナールに引き上げるための議論が続けられている（現時点で、資本金が 150 億イラクディナールを超えるイラク国内の保険会社は、全 30 社中 3 社に過ぎない）。規制当局の意図は企業の財務体質の強化にあり、強制的な資本金の増額はその目的のために機構が選択した手段である。最低資本金が引き上げられると、小規模企業の吸収合併につながる可能性が高い。

2011 年指令第 16 号では、保険業を営むための預託金が次のように設定されている。

表 - 9 2011 年指令第 16 号に基づく保険業のための預託金

(単位：イラクディナール)

業務内容	預託金
損害保険	5,000,000,000
生命保険	7,000,000,000
損害及び生命保険	7,000,000,000
再保険専業	10,000,000,000

出典：機構 2011 年指令第 16 号

次に掲げる表は、2012 年 6 月時点におけるイラクの保険会社とそれぞれの資本金を表したものである<sup>7</sup>。

<sup>6</sup> 2010 年の数字。2009 年はより多い 745 人だった。同社では余剰人員を整理している。

<sup>7</sup> 信頼できる複数の情報源によると、機構の認可を得ずに「保険会社」と称して保険業を営む会社が現在少なくとも 2 社あり、うち 1 社はバスラ、もう 1 社はバグダッドで営業している。

表 - 10 イラク国内保険会社の資本金額

(単位：イラクディナール)

	会社名	資本金
1	Ahlia Insurance Company	1,508,000,000
2	Al-Ameen Insurance Company	1,250,000,000
3	Al-Batik Insurance Company	2,000,000,000
4	Al-Eqtisad International General Insurance Company	5,000,000,000
5	Al-Hamra'a Insurance Company <sup>8</sup>	2,000,000,000
6	Al-Khair Insurance Company	1,000,000,000
7	Al-Maseer Insurance Company	1,500,000,000
8	Al-Reham Insurance Company	500,000,000
9	Al-Watan Insurance Co	1,500,000,000
10	Asia Insurance Company	30,000,000,000
11	Badia Insurance Company	2,000,000,000
12	Cihan Insurance Company	1,500,000,000
13	Dar Al-Iraq Insurance Company	1,000,000,000
14	Dar Al-Salam Insurance Company	2,400,000,000
15	Dilnia Insurance Company	1,000,000,000
16	Gulf Insurance and Reinsurance Company	1,000,000,000
17	Iraq International Insurance Company	1,650,000,000
18	Iraqi Insurance Company	3,200,000,000
19	Iraqi Reinsurance Company <sup>9</sup>	3,000,000,000
20	Kar Insurance Company <sup>10</sup>	40,000,000,000
21	Kurdistan Insurance Company	1,000,000,000
22	Middle East Insurance Co	1,000,000,000
23	Moa'lim Insurance Company <sup>11</sup>	不明
24	National Insurance Company	15,000,000,000

<sup>8</sup> この会社は、現在資本金を 30 億イラクディナールに増額する予定。

<sup>9</sup> 資本剰余金を財源として払込済み資本金を 140 億イラクディナールに増やす計画が進行中。

<sup>10</sup> Kar は機構に対して認可申請を行っていないため、クルド地域以外で保険業務ができない。

<sup>11</sup> イラン企業の支店。

25	Shatt Al-Arab Insurance Company	3,000,000,000
26	StarKar Insurance Company	500,000,000
27	Trust House Insurance Company	1,012,000,000
28	Union International Insurance Company [El-Etihad]	2,000,000,000
29	Ur International Insurance Company	2,250,000,000
30	Wadi Al-Rafidain Insurance Company	5,000,000,000

出典：本調査時の各保険会社への照会結果

#### (4) イラクにおける収入保険料の推移（2006年～2010年）

下に掲げた表は、イラク保険市場で特約再保険の対象となっている火災、新種および技術の各保険種目についてまとめたものである。

表 - 11 イラクにおける収入保険料の推移（2006年～2010年）

（単位：イラクディナール）

種目	年	保険料	支払保険金
火災保険 【図 - 3】	2006	1,472,524,635	395,241,006
	2007	1,671,107,214	264,199,877
	2008	2,326,690,209	734,299,953
	2009	2,446,301,935	2,716,894,738
	2010	3,411,101,462	656,219,307
新種保険 【図 - 4】	2006	398,398,884	102,635,370
	2007	434,578,392	63,776,832
	2008	1,157,685,841	53,052,577
	2009	624,997,666	38,056,479
	2010	487,927,845	56,524,087
技術保険 【図 - 5】	2006	2,891,693,053	188,748,885
	2007	3,939,201,364	87,506,795
	2008	7,074,457,968	68,560,500
	2009	5,900,909,569	266,313,778
	2010	4,083,044,872	32,371,000

出典：本調査時のイラクリーへの照会結果



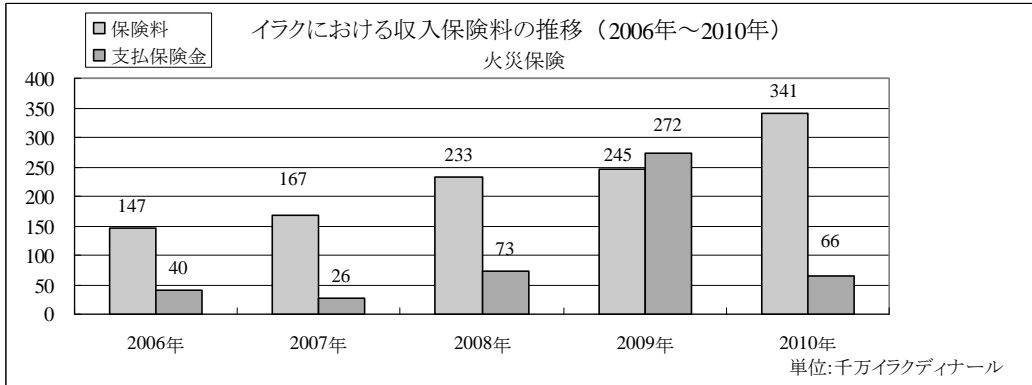


図 - 3 イラクにおける収入保険料の推移・火災保険（2006年～2010年）

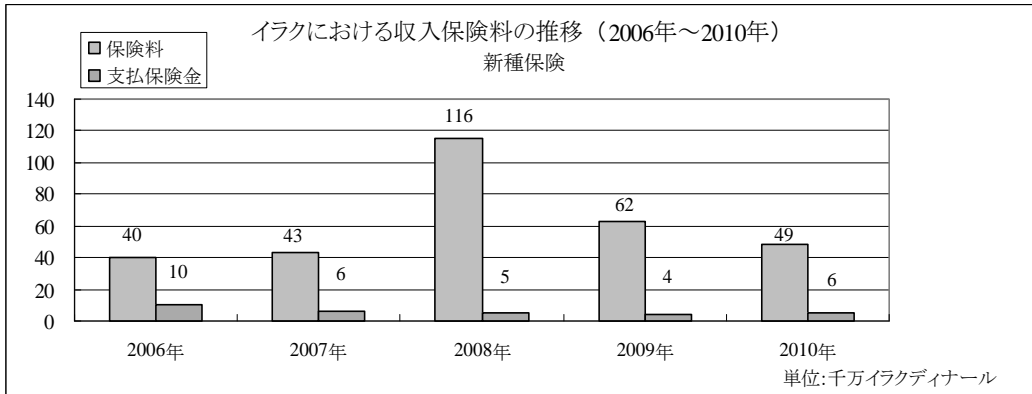


図 - 4 イラクにおける収入保険料の推移・新種保険（2006年～2010年）

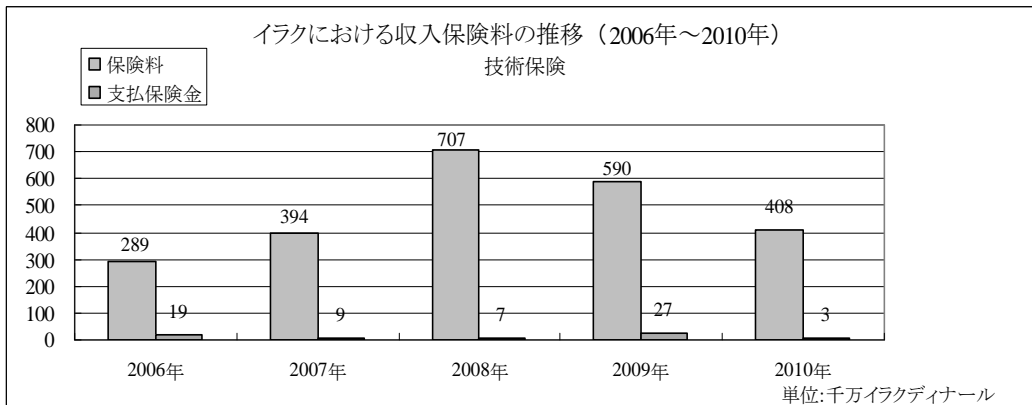


図 - 5 イラクにおける収入保険料の推移・技術保険（2006年～2010年）

## (5) 保険料規模

### ①概説

保険料規模に関しては、個々の企業についてあるいは市場全体をカバーする統計資料が発行されていないため必要な情報を簡単には入手できないが、以下の資料を個別に入手している。

表 - 12 主要保険会社の保険料規模

(単位：イラクディナール)

会社名	2008	2009	2010
Ahlia Insurance Company	779,082,320	498,720,717	379,776,448
Al-Hamra'a Insurance Company	9,074,763,632	1,066,136,516	1,548,189,147
Al-Khair Insurance Company 金額は米ドル	353,166	300,000	不明
Dar Al-Salam Insurance Company	577,953,566	546,390,021	526,234,884
Gulf Insurance and Reinsurance Company	74,738,288	183,188,264	310,073,607
Iraqi Insurance Company 金額は生命保険の保険料を含む	9,739,579,000	11,092,391,000	18,891,893,000
Iraqi Reinsurance Company	8,647,000,000	12,977,000,000	10,083,000,000
National Insurance Company	42,859,018,000	48,281,770,000	60,581,538,000
Shatt Al-Arab Insurance Company	44,254,269	52,119,932	308,556,620

出典：本調査時の各保険会社への照会結果

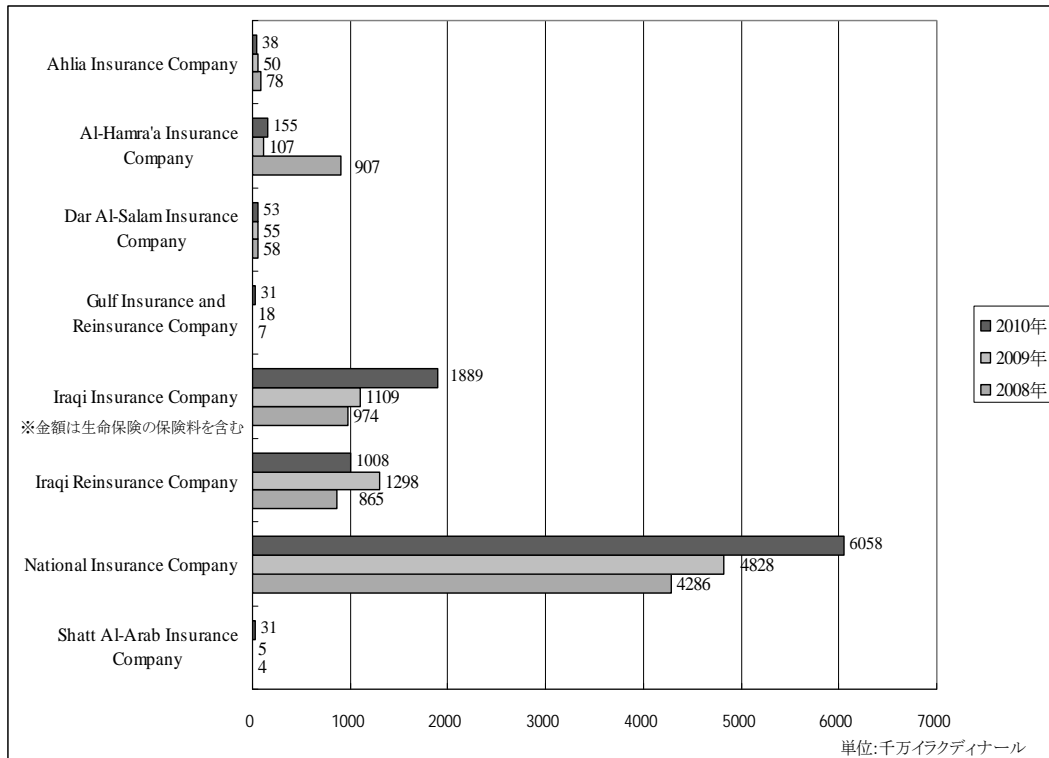


図 - 6 主要保険会社の保険料規模【グラフ】

#### (6) 保険会社の監督

監督機能は、2005年業法に基づいて2005年6月1日に設立された機構が果たしている。監督の対象は、生命保険、損害保険、再保険の各分野の企業および関連する保険事業者である。

### 6. 元受保険および再保険の仲介事業

#### (1) 規制の枠組み

元受保険ブローカーおよび再保険ブローカーの活動は機構により規制されている。この機構の権限は2005年業法に由来しており、その12条および76条が関連条項である。

#### (2) 事業の実際

イラク市場で、元受保険ブローカーは伝統的に存在しない。保険営業は、社内または社外の要員が行うのが通例だった。

### (3) 直扱い

保険販売は、現在も依然として保険会社の「直扱い」（代理店やブローカーを介さずに、保険会社が直接被保険者に保険を販売すること）が続いている。国営保険会社2社は社内に営業要員がいるが、大部分の民間保険会社は営業要員を持たず、社長や役員が営業を担っている。

### (4) 特約および任意再保険取引

クルド地域で営業する保険会社2社を除き、イラクの保険会社は、出再する際に独自の再保険ブローカーを使っておらず、イラクリー経由で、ロンドンに基盤を置く国際再保険ブローカー3社が形成するブローカー連合に共通の特約再保険プログラムを扱っている。

ただし、特に巨大リスクの場合、イラクリーへ特約報告をせずに直接再保険を手配するイラクの保険会社もある。従って、イラクリーでは、どの保険会社が直接再保険を手配しているかは把握できていない。

## 7. 強制保険および強制保険に関する補足的情報

### (1) 自動車対人賠償保険

強制自動車保険に関する法律（1980年法第82号）およびその修正条項が規定する第三者人身傷害の保険担保は、自動車運転者の賠償責任を保険会社が負う構図である。具体的には、イラクにおけるあらゆる自動車によって被害を受けた場合は、その自動車に付保された保険で被害者が自動的に補償されるようになっている。

当初、保険料の支払および担保範囲を確認するための書類が必要とされていたが、この要件は後の修正条項により削除された。1988年には、強制保険料の現金による支払いの代わりに、運転者が購入するガソリンに課税する方法が取られるようになった。石油省の一機関であるイラク石油製品物流会社（Oil Products Distribution Company）が、ガソリン販売による歳入の一部を強制自動車保険基金に移転し、それが保険金の支払資金源となっている。自動車保険金請求業務は、国営のNICが独占的に取り扱っている。<sup>12</sup>

対人賠償を除く自動車総合保険は、民間および国営保険会社が販売しているが、現在いずれの保険会社もこの保険種目は特約再保険のカバー対象になっていない。

---

<sup>12</sup> NICが自動車保険金請求事務について管理費を得るという特権を得ているため、同社がこの事務取扱を占有することに異議を唱える民間保険会社もある。

#### クルド地域における強制自動車保険

クルド自治政府（以下「KRG」）内閣は、独自の法である 2011 年強制自動車保険規制法第 9 号で、KRG 監督庁認可の保険会社による対人賠償責任担保の販売を許可している。複数の保険会社が販売している。担保の対象は人身傷害のみである（対物損害等はない）。

#### (2) 第三者損害賠償を含む土木工事保険

国の発注工事契約については、すべて土木工事保険（以下「CAR」）に加入しなければならない。これは 1971 年 11 月 23 日に当時の計画省計画局が発令した指令に基づいている。同指令では以下の事柄が規定されている。

中にはこの指令に厳密に従わず、建設工事に関して国外保険会社の無認可保険に加入する工事請負業者もいる。事業主から保険証書の提示を求められた場合、これらの請負業者は保険料を支払った旨の受領書をいずれかのイラク国内民間保険会社から入手する。このようなケースでは受領書に保険料は記載されておらず、イラクの保険会社の保険証券の補償範囲は限定的である。

#### (3) 契約上の責任に基づく保険

この種の保険は法律によってではなく契約上必要とされるものである。例えば石油のライセンスラウンドにからむ諸契約において、IOCs やその工事請負業者およびその下請け業者がそれぞれ加入すべき、エネルギー業界で世界的に共通する保険種目がある。

#### (4) その他の保険種目

現在、その他の保険種目について強制保険は存在しない。イラクで工事を行う国際的な工事請負業者は、傷害保険、雇用者責任保険、本国送還費用を含む医療保険などの雇用にかかわる各保険を自国で手配しているが、手配の方法は同一ではない。

国際的な工事請負業者は、同様に誘拐・身代金保険やテロ・サボタージュ保険などといったイラク国外の保険会社による保険にも加入している。

#### (5) 貨物海上保険

この保険種に関しては、イラク国内の保険会社のものを購入するかどうかは被保険者の判断に委ねられている。ただし、国営企業は、国営保険会社から調達する傾向がある。

## 8. イラクにおける国外保険調達について

### (1) 国外保険会社の利用の現状

2005年業法はイラクで登録された（国内外を問わず）保険会社のみがイラク国内で保険業を営むことができるとしている。しかし、外国保険会社がイラク国内のリスクを付保することに関わる認可や、海外の保険会社へ直接付保の禁止に関する規定はない。

このため、企業、とりわけ規模の大小に関係なく外国企業が、国外の保険キャプティブ子会社（自社の保険の引受を目的に自社グループ内に設立した保険子会社）または国外の保険会社や再保険会社にイラク国内のリスクについて保険に加入することを禁止していない。

2003年のイラク戦争終結で国外付保が可能になって以降、イラクの登録保険会社を通さず保険の手配をする傾向は非常に強くなり、現在でも続いている。現行では、国外直接付保が禁止されておらず、法の枠組み外で保険を組むことに、いかなる罰則も罰金も規定がないためである。唯一の制限は、石油関連の契約上のもので、この場合はイラク国内保険会社への付保が求められる。

したがって、必要な保険種目がイラク保険市場で入手できない場合、被保険者は国際保険市場からその保険を調達することが出来る。

### (2) イラクの国内保険会社への付保の傾向

国外の保険会社への直接付保が禁止されていないものの、実際には自国産業振興を目的に機構登録保険会社（イラク国内での事業認可を受けた保険会社）から保険手配するのが一般的な傾向である。具体例のひとつには、国との契約では登録保険会社からの保険手配が要求される点がある。

### (3) 選択に関わる判断のポイント

受注工事契約の保険条項で、請負業者が付保しなければならない保険種目および、イラク保険会社からの保険手配の要否が規定される。保険会社は国営でも民間でもかまわない。

このような場合、イラク保険会社単体では十分な保険引受能力がないこと、財務信用が十分ではないことから、イラクでの取引経験がある国際再保険ブローカー（例：英UIB）を通じて、元受保険会社としてイラク保険会社の保険証券を発行し、日本を含む国際的な保険会社で「A」格付けを取得している保険会社の再保険を手配することが必要である。その際、国際再保険ブローカーは、プロジェクトの詳細や複雑さの程度に応じた推奨イラク保険会社の一覧を提供することが出来るし、また、イラクの元受保険者の最低保有額についても交渉できる。

工事契約上イラク国内での保険加入について特に取決めがない場合、工事請負業者はイ

ラク国内での付保のみならず、海外の保険会社へ直接付保することもできる。

しかし、保険契約のメンテナンスや事故発生時の現地対応等を考慮すると、取り決めるべき条件にもよるが、すべての保険をイラクの保険会社で元受付保し、海外の財務信用度の高い保険会社へ再保険を手配するほうが有利である。特に第三者損害賠償保険では、現地での被害者対応や訴訟対応があるため、イラク保険会社による対応が有利である。さらには、外国企業の工事請負業者として、イラク国内保険会社との取引を通じた同国経済への貢献を、イラク社会や政府に対して明示できることも、同国でビジネスを展開する上で非常に有効なイメージ作りになる。

## 9. 出再保険の概略とその動向

### (1) 出再の現状

イラクの保険会社が国外の保険会社と任意再保険契約や特約再保険契約を締結することについて法律による規制はない。イラクでは保険会社の財源が十分ではなく、イラクリーが管理する共通特約プログラムによる再保険、あるいは国際的または地域の保険・再保険会社が提供する任意契約による再保険に大きく依存している。国際的な再保険ブローカーを活用することで、対象リスクの再保険を日本の保険市場で調達することも可能だ。

### (2) 国際再保険会社の利用状況

イラクの保険会社はイラクリーと再保険特約を取り交わしても良いし、国際市場で再保険を調達することもできる。今のところクルド地域の Ur International Insurance Co.は Nasco Karaoglan (アラブ首長国連邦)、Asia Insurance Co.は Guy Carpenter (米国) のそれぞれ国際再保険会社と再保険特約を結んでおり、イラクリーを通さず再保険を調達している。

### (3) 出再に関わる問題点

保険会社のうちの何社かは、保険料収入が大きく成長した暁にはイラクリーの再保険プログラムから離脱し、直接あるいはブローカー経由で国際再保険会社の再保険に加入するようになるとの推測がある。

### (4) フロンティングに対する国内保険会社の対応

IOCs がフロンティングを利用する場合、イラクの保険会社は保険証券の発行とそれに関連する役務を提供するだけの存在で、それ以上の役割はない。中にはリスクを全く保有しない方針の民間保険会社もある。これは、IOCs や大企業が、リスクを自らの保険キャプテ

イブ子会社かオープン市場の再保険者、あるいはその両方に出再することを期待しており、それに沿った行動をイラクの保険会社が行っている。

#### (5) 保険プール

イラクリーの特約再保険の対象外のリスクについては、元受保険会社は以下の保険プール<sup>13</sup>を組織している。

- 輸送中現金保険プール
- 保管中現金保険プール
- 倉庫保険プール<sup>14</sup>

### 10. 強制再保引受

2005年業法（第27条）の規定で、イラクの保険会社は「イラク国内、国外を問わず出再先を定める」ことが認められている。

イラクリーの現在の役割は、イラクの保険会社共通の特約再保険プログラムの取扱である。クルド地域の2社を除き、国営・民間を問わずイラクの保険会社はいずれも独自の特約再保険を設定していない。国営保険会社2社は、現行のイラクリー特約の枠組の中で、引受制限額が他の保険会社よりも高く優遇されている。

---

<sup>13</sup> 保険プールとは、同一のリスクに対して複数の保険会社が共同引受するため組成する組織。単独で引き受けるよりも、より巨額のリスクの引受が可能になる。ただし、その引受能力は、メンバーとなる保険会社の財務状況によって制限される。従って、イラク国内保険会社によるプールの引受能力は自ずと限界がある。

<sup>14</sup> 財物損害のみの保険担保。現在のプール引受能力は18億8500万イラクディナール（火災）と14億7500万イラクディナール（盗難）である。



## 11. ODA プロジェクト

### (1) ODA プロジェクトにおける過去の経験

2003年以降の ODA プロジェクトにおいては、関連する契約書に保険に関する規定がなかったことから、保険は無認可ベースであった。実際、契約書のなかにはドナー国や工事請負業者がイラク国外の保険に加入することを正式に許可したものもあった。イラクにおける国連のプロジェクトにおいても、保険について明記されることがなく、そのため国連関連プロジェクトの工事請負業者は保険に加入しないか、あるいは保険をイラク国外で手配していた。このようなプロジェクトでドナーと受益者との間に保険の手配に関して紛争が生じた例はない。

イラクの保険会社の大半は、ODA やそれに伴うプロジェクトについて正確に認識していない。「ODA」という言葉を聞いたことがないという保険会社も存在する。2003年10月マドリードで開催されたイラク復興国際会議において日本が15億米ドルの無償資金協力、35億米ドルの有償資金協力、総計50億米ドルの援助を約束したものの、イラクの保険会社は ODA プロジェクトと他のプロジェクトとの違いや援助形態の種類を正確に理解していない。

そのためイラクの保険会社でこれまで、ODA プロジェクトに保険を提供した事例はない。米国の防衛基地法（DBA=Defence Base Act）における保険要件に関する知識を有する保険会社も一部にあるが、実際にこの種の保険を引き受けた保険会社はなく、結局 DBA 関連の保険はすべて海外で手配されている。

### (2) イラクにおける ODA プロジェクト関連保険に関する情報の有無

外国の工事請負業者が ODA プロジェクトに関する保険をイラクの保険会社で手配した事例をまとめたデータは公表されていない。

これまでに国・ドナー組織の案件を問わず、イラクで ODA プロジェクトの工事請負業者がプロジェクトに関連する保険をイラク国内の保険会社から手配しなかったことについて、機構あるいはイラク政府の管轄当局がその業者に調査を行ったこともない。

イラクの保険関連団体が、これまで ODA プロジェクトあるいはそれに関連した保険に関わる情報の収集・取りまとめを試みたという事実も報告されていない。

## 12. 保険料および再保険料に対する税金

### (1) 印紙税

1974年印紙税法第16号に基づき、収入保険料にはすべて下記の印紙税が課税される。

#### ① 生命保険

保険料に対し0.5%<sup>15</sup>。

#### ② 輸送保険

保険料に対し2.1%。この対象には海上輸送、内水輸送、内陸輸送および空輸、船舶船体および航空機機体の各保険および特約保険料が含まれる。

#### ③ その他の保険種目すべて

保険約款およびその裏書条項に対し3.1%。このカテゴリーは幅広く、海上保険以外の損害保険や賠償責任保険が含まれる。

法律には、印紙税は保険会社から徴収されなければならないとあるが、保険料に上乘せされた形で印紙税を被保険者が負担するのか、あるいは保険会社自体が負担するのかについては規定がない。ひとつの解釈として、保険会社が当該税を支払う通例から考えれば、保険会社が負担するべきだといえる。

しかし、実務では必ずしも統一性がない。現状では、ある保険会社は被保険者から印紙税を徴収する一方で、別のある保険会社は自社で負担するなどまちまちである。後者の場合、元受保険会社は再保険会社に印紙税の負担を求めることになる。これは支払った税が、再保険会社に出再する際のコストの一部であるという理屈に基づいている。

法律が明確さを欠くため、保険証券が発行される前に、印紙税の負担についてイラクの保険会社または外国の再保険会社あるいはその双方に確認することが望ましい。

### (2) 保険料および再保険料に対する税金

#### ① 元受保険料

前述の1974年印紙税法第16号において、収入保険料総額に対し0.1%の税金を保険会社より徴収することが規定されている。

保険会社は本税を、各年の7月1日と翌年の1月1日の2回に分割し納税しなければならない。

#### ② 再保険料

再保険料は非課税。

### (3) クルド地域における印紙税

クルド自治政府発令の1993年印紙税法第3号により、印紙税の適用が規定されている。

<sup>15</sup> 法文にはこの税率が記載されているが、これは印刷ミスによる誤りと考えられている。

この法は1974年の法を引き継いだものであるが、唯一の変更点として、収入保険料総額に対し0.2%に相当する税金が保険会社から徴収されるようになっている。

### 13. 企業保険種目の概略と特徴

#### (1) EAR および CAR

イラクの保険市場では、伝統的に標準ミューニックリーEAR、CAR証券が適用されてきた。現在もその状況に変わりはないが、例外として外国の工事請負業者やIOCsが、建設・技術関連やその他のリスクについてイラクの保険会社にフロンティング手配を依頼する際に、自らの独自保険約款文言を使用するよう要求することがある。これは、保険キャプティブ子会社や国際再保険市場へ出再するため、保険キャプティブ子会社の文言あるいは国際保険市場で一般的に使われる文言が指定されるためである。

そのような保険約款文言を使用した場合、担保範囲が広がるため、イラクの保険会社がカバーできる範囲が制限される。また技術保険に関わる特約再保険の約款に免責条項や制限条項が数多く含まれるため、イラクの保険会社は特約再保険のカバー範囲を超えるリスクを再保険に出すことができない。それゆえイラクの保険会社は、手数料が高い特約再保険の利点を活かすことができない。任意再保険は特約再保険に比べて保険料水準が低い傾向にある。

#### (2) 貨物海上保険および内陸輸送保険

貨物海上保険（内陸輸送保険を含む）は、標準的ICC約款（Institute Cargo Clauses、協会貨物約款。ロンドン保険業者協会が定める貨物保険の代表的な約款）A、B、Cに基づいて手配される。

フロンティング手配によってより広範囲な保険担保が可能となる。保険手配時には、イラク国外の再保険会社に、貨物の詳細、輸送経路、護衛・防護措置付き輸送団か否か等の情報を提示する。

#### (3) 火災保険

歴史的にイラク保険市場は、今はもう存続していない英国の火災保険会社外国委員会の約款や条項を使用してきた。しかし、現在は、アラブ諸国の保険市場で使用されているアラブ保険連合専門委員会作成の「標準アラブ火災保険証券」が利用されている。

火災保険には暴風雨、洪水、近隣への賠償責任などその他のリスクを対象とした拡張担保特約を付けることができる。

#### (4) 法的賠償責任

対人賠償の金額は2万3000米ドルから3万9000米ドルの間（被害者が医者や弁護士等の所得水準が高い者ではない場合）であるが、給与水準の上昇と2003年以降補償に対する権利意識が高まったことを受けてこの金額は変わりつつある。賠償請求は法廷外での和解によるものが大半であるが、多くの場合、被保険者の代理人弁護士あるいは被害者家族の代理人弁護士と、保険会社あるいはその弁護士との間で交渉が行われ、友好的な解決が得られている。これは相互の譲歩により妥当な賠償額が決定されているためである。第三者賠償責任保険（被保険者と保険会社以外の第三者に対する賠償責任を補償する保険）の和解金で過去最高の金額は約8万米ドルであった。

イラク民法によれば、CARで保険担保された事故での第三者の死亡に対する補償は、その保険契約の条件によって規制される。補償に際しては、特に第三者賠償責任保険で補限度額（保険金支払いの限度額）、被害者の社会的身分、職業（収入獲得能力）、扶養人数、年齢などが考慮に入れられる。同じルールや基準が、自動車事故被害者の死亡あるいは傷害に対する第三者賠償責任保険による補償にも適用される。

#### (5) 雇用者賠償責任保険（EL, Employer's Liability）

イラクでもELは調達可能であるが、需要は少なくて補限度額も低い。イラクリーの新種再保険特約ではこの種の賠償責任は除外されている。

ELについては、一般賠償責任保険（＝第三者賠償責任保険。General Third party Liability Insurance、以下「GTPL」）と組み合わせた企業総合賠償責任保険（Comprehensive General Liability insurance、以下「CGL」）の形でない限り、単独で国際再保険市場に出再することは困難である。

#### (6) 一般賠償責任保険、第三者賠償責任保険（GTPL）・企業総合賠償責任保険（CGL）

イラクリーの新種再保険特約では、この種目の賠償責任は除外されている。従ってイラクの保険会社はこのタイプの保険を引き受けることができない。実際、GTPLあるいはCGLといった概念は、イラクでは知られていない。

大部分のイラクの保険会社は、このような保険をフロンティングで提供可能である。また、保険料条件は国際的な保険会社から得ることができる。

#### (7) 自動車保険

第三者人身傷害保険は、ガソリンに対する課税によって自動的に付保される。第三者財物損壊および自損（衝突、転覆およびテロ）は、追加保険料の支払によりイラクの保険会

社で手配できる。

## (8) 労働災害補償法 (Workmen's Compensation Act, WCA)

1971年の法では、従業員数が100人以下の事業主は、(年金、健康および労働災害すべてをカバーする合計12%の一部として)2%を負担しなければならないと規定されている。従業員は給与の5%を負担する。

その他の分類に属する事業主(従業員数101人超)の場合は、3%(22%の一部)の負担となる。

この法制度はこれまで厳密には守られておらず、外国の事業主(工事請負業者)はイラクの社会保障制度に加盟していない。その代わりに、従業員のための団体傷害保険(Group Personal Accident Insurance、以下「GPA」)に加入している。イラクの事業主もこの保険を単品で、あるいはELと組み合わせて利用している。

労働災害補償(WCA)保険はイラクには存在しない。この保険はイラクリーが保険会社のために手配する新種再保険特約では除外されている。

推奨される代替保険はGPAである。イラクでの個人傷害に対する補償限度額は、特約再保険による保護を付けて一人当たり10万米ドルであり、NICやIICでは20万米ドルまで引き上げることが可能である。またそれ以上の限度額も任意再保険で設定することができる。

## (9) 医療保険

イラクの医療保険商品は、先進国の保険市場で加入できる種類のものとは異なっている。以下は民間保険会社の一部が提供する典型的な医療保険商品である。

### ①補償水準—独立型医療保険

#### (a)限定補償タイプ

全身麻酔のもとに行われる外科手術のみを補償する統一型商品で、イラクリーの再保険に基づく補償限度額は50万イラクディナール(約420米ドル)である。

#### (b)広範囲補償タイプ

保険会社によっては5百万イラクディナール(4,200米ドル)まで補償額を高めた商品を提供するケースもあるが、その場合には手術の回数や契約者についての制限が加えられる。補償範囲を広げられるか否かは、その保険商品の対象となる人数による。

これらの商品では最高5万イラクディナールまでの術後費用が補償される。対象となるのは医師の往診と薬物治療である。

これらの商品は特に入院治療を対象としている。

## ②補償水準—医療費用保険

### (a) 医療費用保険

この保険の場合、補償の対象は事故によって発生する費用のみに制限され、補償限度額も低く、一人当たりの補償額および 1 証券当たりの年間総てん補額は 2 万 5000 米ドルである。

### (b) 団体傷害保険

イラクでは労働災害補償保険が提供されていないため、企業は団体傷害保険を代用している。補償限度額は NIC および IIC の場合で 20 万米ドル、その他民間の保険会社では 10 万米ドルである。

## (10) 戦争・テロリスク

戦争・テロリスクに対する保険はイラクでは入手できない。戦争・テロリスクに対する保険は国際市場で手配できる。イラク国内で操業する国際的な工事請負業者はテロリスクを担保する保険を、ロンドンを始めとする国際保険市場で入手することができる。国際保険市場ではまた、より担保範囲の広い保険も入手可能である。なお、戦争・テロ保険を手配する際は、国際的に事業展開する保険会社またはブローカーに依頼するのが適当である（その地域の戦争・テロの発生確率が著しく高い場合には、引き受ける保険会社が見つからない場合もある）。

## 14. 保険証券の使用言語

2005 年業法第 82 条の規定によれば、保険証券はどの言語で作成しても良い。

歴史的に保険証券の文言はアラビア語で作成する傾向があったが、イラク国内で操業する外国の工事請負業者に対する CAR および EAR は英語で発行されていた。近年においては、やはり外国企業向けであるが、再び証券を英語で作成する傾向にある。

## 15. 証券通貨

2005 年業法第 80 条は、保険契約を締結する際の通貨として、イラクディナールおよび交換可能な他のいずれの通貨をも認めている。同様に、保険会社への支払はイラクディナールでも、単一もしくは複数の外貨でも行うことができる。

この法律の規定に基づき、保険証券は理論上米ドル、ユーロあるいは日本円でも発行することが可能である（ただし、実例は把握していない）。従って、保険料の支払に関しても、被保険者はイラクディナールあるいは交換可能ないずれの外貨も使用することができる。

## 16. 外国為替規制

### (1) 規制

イラク保険会社による海外からの保険料受取、あるいは再保険料や保険金資金の海外送金に何ら制限はない。イラク保険会社が海外から保険料の支払を受ける、あるいは再保険料や保険金資金を海外に送金するについては何の制限もない。ただし、マネーロンダリング対策および国際制裁に従う義務があるため、イラク中央銀行の指示のもとに以下の一定の手順を守らなければならない。

海外から保険金の支払を受けたり、イラク国外の国際再保険ブローカーに再保険料を送金している過去の事例から考えると、その手順がそれほど厳しいものでないことから、この法手続で資金移転が難しくなることはない。

### (2) 国際制裁

現在の国際制裁に関する取決めでは、イランおよびシリアとの資金のやり取りは禁止されている。しかしこれに反した現金の移動は行われている。

## 17. ソルベンシー規制および保険契約者保護基金

### (1) 契約者保護規定

ソルベンシー規制とは、被保険者保護の観点から保険会社による適切な保険金支払いのために監督当局が行う規制である。イラクには保険会社が支払い不能に陥った場合に被保険者に返金するための保険契約者保護基金は存在しない。被保険者の権利は 2005 年業法第 5 章「清算」の中で規定されているカットスルー条項で保護されている。保険会社、監督官庁のいずれから、保険契約者保護強化のため同法の規定の変更に向けた動きはない。

### (2) 交通被害者保護基金と保険会社破綻時の契約者保護基金

現在機構には、保険会社が清算された場合に被保険者を補償するための保険契約者保護基金を設立する計画はない。ただし、2005 年業法第 83 条では、無保険車事故において事故被害者を補償するための法的規定がない場合に事故被害者に対する政府の補償事業を創設する権限が、機構長に与えられている。

また、機構長官には、保険会社破綻時の被保険者保護基金の開設についてもその権限が与えられている。

ただし、現在に至るまでそのような事業や基金が開設されたことはない。

### (3) 元受保険者破綻時のカットスルー条項の保護

保険証券にカットスルー条項（CTC）が含まれている場合、「被保険者または保険証券に記載の保険金受取人は、カットスルー条項の発効に対していかなる異議も唱えることはできない」（2005年業法第71条）。

## 18. 裁判権および仲裁条項

### (1) 準拠法および裁判権

保険契約はイラク民法の規定で規制される。

イラク国内で締結された保険契約は、イラク法とイラクの裁判管轄権の対象となる。任意再保険では、係争あるいは疑義が生じた際にどこの国の法律に基づき、またはどの国で裁判を行うかを明確にするのが慣例となっている。特にロンドンに基盤を置く国際ブローカーの場合には、イラクでの元受保険契約はイラクの法と裁判管轄権、再保険契約は英国の法律と裁判管轄権の対象となる。

### (2) 仲裁条項

仲裁に関する条項あるいは契約は、有効な契約書の体裁をもち、書面で取り交わさなければならないというのが原則である。保険金請求の正当性や金額に関してなど、契約から生じる係争や主張の相違を仲裁に持ち込むことができる。ただし、その係争あるいは疑義が、歩み寄りが可能な性質のものかどうかにかかっている。

仲裁条項を確実に有効にするために、保険証券に仲裁条項を記した別紙を糊付けするのが一般的な方法であったが、面倒であるため、現在では一般条件には含めるが赤字で事前に印刷して仲裁条項を目立たせるという方法が取られている。



## 第2章 イラクにおける特定リスク

### 1. 自然災害リスク

イラクでの自然災害による損害に関して保険データを分類したものはなく、そのようなデータを収集・取りまとめる試みもこれまでにない。

2012年4月と5月にイラクの報道機関が、南東部のイラン国境に面するミーサーン県での地震活動に関するニュースを報道しており、リスクは存在する。

### 2. テロ担保

イラク国内でテロに起因する一部のリスクを担保することは可能である。国営保険会社を中心に一部のイラク民間保険会社もある程度の範囲の補償を提供している。

## 第3章 イラクにおけるフロンティング手配の現状

### 1. フロンティングは可能か

#### (1) イラクでのフロンティングの現状

フロンティング手法はイラク保険市場でもよく知られている。多くの保険会社は、当事者双方が合意する手数料でフロンティングを手配することに意欲的である。国営保険会社でさえも、条件が合意できるものであればフロンティングを引き受ける。国際的な再保険ブローカーは、イラク国内で保険調達を求める外国企業等の代理として、イラクの保険会社とフロンティング手配の交渉を行っている。

#### (2) イラクにおけるフロンティング時の注意点

最も簡単な方法は、認可保険会社の中から1社を選んでフロンティングサービスを提供させることである。国際的な再保険ブローカーを介して、その手配を行うことができる。

#### (3) 考えられる対応法

この2つの問題に対応するためには、時間とコストが余分にかかるものの、イラクの民間および国営保険会社を対象に事前選考を行い、選抜された認可保険会社を対象に、求められるフロンティングサービスについて、保険ブローカーに指示し、入札を行うことが望ましい（ただし、イラク政府の事業であっても、官庁が必ず入札を実施しているわけではない）。

### 2. イラクにおけるフロンティング手配の合法性

#### (1) フロンティングにかかわる違法性や異議

フロンティングについては、2005年業法および他の法律においても言及されていない。同法にフロンティングに関連する規定がないのみならず、機構もフロンティングを規制していない。

さらに、現在に至るまでイラクでは、フロンティングの考え方あるいはその適用に異議を唱える者はいない。従って、どの点から見てもフロンティングは、2契約当事者間で合意された有効な契約と見なされる。事実、保険会社の一部は、財務上の制限からリスクを部分的にも保有せず、「ホールドハームレス特約」（再保険者の債務不履行の場合にイラクの保険会社を免責・保護する）を付けて100%出再することに積極的である。

## (2) 保険業法の規定

2005年業法のいかなる条項や、機構のいかなる指令も、フロンティングを禁止していない。

## 3. イラク認可保険会社のフロンティング実績とその企業プロフィール

### (1) フロンティング実績のある保険会社

イラクで営業している保険会社は30社あるが、資本金、従業員数、使用可能言語および専門性等において様々である。以下は過去にフロンティング経験のある保険会社の一覧である。(アルファベット順)

#### 【バグダッド】

- Ahlia Insurance Co
- Al-Ameen Insurance Co
- Al-Etihad Insurance Co
- Al-Hamra'a Insurance Co
- Al-Khair Insurance Co
- Gulf Insurance Co
- Iraq Insurance Co
- Iraq International Insurance Co
- National Insurance Co
- Shatt Al-Arab Insurance Co

#### 【クルド地域】

- Asia Insurance Co
- Kar Insurance Co
- StarKar Insurance Co
- Ur International Insurance Co

### (2) 財務諸表の有無

2005年業法第38条が、保険会社による年次報告書と財務諸表の公開を規定しているにも拘らず、公表されていない。これらの書類は常にアラビア語で作成される。

### (3) 信用格付機関による格付

国際的あるいは地域格付け機関による格付を取得しているイラクの保険会社はない。格

付けの必要性についての意識も低い。

#### 4. 保険料カットスルーおよび保険金カットスルー

##### (1) カットスルーにかかわる法令

保険業法は、外国保険会社が、イラク国内でフロンティング契約にカットスルー条項を入れることを違法とはしていない。

##### (2) 法令が定める場合以外の CTC

この「保険料カットスルー」および「保険金カットスルー」が実施されるのは元受保険会社の破たん等による清算時のみであるが、被保険者である国際企業の大部分は、保険料を再保険者に直接支払ったり再保険者から保険金を直接受け取ったりできる体制の確立を求めている。実際に、被保険者、元受保険会社および再保険会社のすべてが納得できる内容の CTC は存在している。

##### (3) CTC 手配の実際

「保険料カットスルー」および「保険金カットスルー」条項には、全ての契約当事者、すなわち被保険者、保険会社および再保険者の合意が必要である。

被保険者は、国際的な再保険ブローカーに依頼することで、再保険契約における適切な CTC 条項のアドバイスやドラフトの作成、代理として他の当事者との交渉等の支援を受けることができる。

#### 5. 日本保険会社の引受条件の受諾可能性

現状で、日本の保険会社が、イラクのリスクに関わる元受保険または再保険の引受を行っているという情報はない。

ただし、仮に日本の保険会社が引き受ける場合、その通常提供する引受条件は、フロンティング手配のために選定されたイラクの保険会社にとって受け入れ可能と思われる。

## 第4章 保険金支払体制

### 1. 損害調査人

イラクには独立して損害調査を専門に行う会社がない、従って職業として損害調査を行う専門職（海上保険ではサーベイヤー、その他の保険ではロスアジャスターまたは損害調査人とよぶ）は存在しない。これまでのところ国際的損害調査会社がイラクに事務所を構えた例もない。国際損害調査人はアラブ首長国連邦、クウェートあるいはヨルダンなどに事務所をおき、必要に応じて担当者を現地に派遣し、必要なデータや書類を収集するものの、実際の損害調査はイラク国外で行う。国営保険会社2社は、サーベイヤーと損害調査人の代わりに、損害調査業務を社員が担当している。

イラク保険会社では、再保険金の請求に当たって、イラクで作成されるサーベイレポート（貨物保険）や損害報告書（貨物保険以外）のほとんどが、世界の標準的な報告様式を使用していないため、保険契約上の損害調査に関するポイントが網羅的に記載されていない。これらのことから、イラク保険会社の社員が作成したサーベイレポートまたは損害報告書は、保険金算定のための基礎資料としては国際的に認められない。

特に、フロンティングでCTC条項がある場合には、元受イラク保険会社は、国際的な損害調査の内容・手法を理解し、再保険会社が指定した信頼が高い国際損害調査人が、イラクでの業務遂行を可能とすることが求められる。工事現場あるいは事故発生地へのサーベイヤーおよび国際損害調査人の立ち入りを手配し、場合によっては安全問題もからむためサーベイヤーらが動きやすいよう被保険者が管轄当局の許可を取得しなければならない。

### 2. 保険金の支払

CTCが適切に組み込まれている場合、もしフロンティング保険会社がリスクを全く取っていないならば、保険金を100%再保険者から被保険者に支払うよう手配することが可能である。またフロンティング保険会社がリスクの一部を取っている場合でも、フロンティング保険会社が保険金のうち自らが負担すべき部分を被保険者に支払い、残りを再保険者が直接被保険者に支払うよう手配できる。

カットスルー条項を保険金支払いにのみ適用する形にすることも可能である。その場合も条項には被保険者、被再保険者（フロンティング保険会社）および再保険者の合意が必要となる。

## 第 5 章 イラク国内輸送における損失補償契約

イラクでは荷主と国内輸送業者との間で交わされる標準輸送約款は存在しない。国内輸送は、1983 年運送法第 80 号および 1984 年商法第 30 号第 6 節で輸送業務および契約当事者、すなわち買い手、売り手および輸送人の権利と責任が規定されている。

同様に荷主と倉庫会社との間の標準倉庫約款も存在しない。

## 第6章 イラク市場に参入する日本企業のための保険手配について

### 1. イラクにおける日本観

イラクでは一般的に日本は好意的に受け止められており、尊敬されている。イラクの評論家や政治家は一様に、第2次世界大戦後からの日本の目覚ましい復興に感銘を受けている。過去および現在、日本の対イラク政策が疑問視されたこともない。日本の自衛隊による復興支援活動や、円借款・技術協力・無償資金協力等の政府開発援助（ODA）による支援はイラク国民にとって必要不可欠な支援であり、イラクの社会的・経済的環境の改善に貢献するものであるとみなされている。

### 2. イラクに進出する日本企業の受け入れ状況

このような背景から、例えば日本の建設会社や土木工事事務社がイラク市場に参入し、イラクの保険会社の保険に加入しようとするれば好意的に受け止められると思われる。日本企業は誠実で公正と考えられている。

### 3. 推奨される対応

日本企業がイラク保険会社と直接交渉することは不可能ではないが、イラクで操業する国際企業は通常、大手国際保険ブローカーの持つ専門的知識とサービスを利用している。そのようなブローカーはイラク保険市場に関して必要な知識を備えており、以下のサービスを提供することができる。

- ①国際標準に準拠した保険および再保険サービス
- ②諸々のコンサルティングサービス。

国際的な大手工事請負業者や IOCs はこの方法を採用している。

したがって、以下対応が推奨される。

#### ■取引のある損害保険会社に相談する

日本の損害保険会社は現時点でイラク国内のリスクの引受ができないことも考えられるが、その場合でもどのように保険手配をすべきかを相談するのは有効である。特に保険会社が引受が出来ない場合に、国際再保険ブローカーを紹介してもらうことは必須である。

#### ■国際再保険ブローカーに相談する

実際には国際再保険ブローカーは最終的にリスクを引き受ける海外の再保険会社の代理人であるが、受注工事に関する再保険取引案件を持ち込むことにより、実質的に元受保険会社の選定や再保険会社の推奨等のコンサルティングを国際再保険ブローカーから受けることが可能となる。

■保険プログラムを評価、決定する

国際再保険ブローカーから再保険会社や推奨される元受保険会社の情報、フロンティングを含む再保険プログラム等を提示されたならば、その内容を吟味・評価した上で、保険プログラムを決定する。単独で評価、決定することが難しい場合、国内取引のある損害保険会社の意見を聞くことが重要である。



## 第7章 イラク国進出企業の抱える課題

イラクの保険会社が要求されるすべてのサービスを効率よく提供する能力を備えているわけではないことから、海外企業がイラクで保険の引き受け先を選ぶ場合、相手によっては業務の非効率性にどう対処するかが大きな問題となる。



## 第2部 工事関連保険の概説【省略】



### 第3部 海外工事関連保険の概要【省略】